

広島県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年九月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

浜田八重可部線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町川井字貞草七七八番地先から 山県郡北広島町川井字大番九〇七番四地先ま で		五・二〇〇 一七・五〇	一二・三〇〇 六一・二〇〇	九二四・〇〇	拡幅